

菊池市インターネットショップ出品許諾要項

(目的)

第1条 この要項は、菊池市インターネットショップ「自然のめぐみ 菊池まるごと市場」(以下「まるごと市場」という。)への出品に際し出品の基準を定めることを目的とする。

(市内事業者等のネットショップでの販売)

第2条 菊池市は(以下「市」という。)は市内事業者等が次に掲げる条件を満たす商品及び次に掲げる要件を満たす者に限り、まるごと市場で販売することを認めることとする。

2 前項の次に掲げる条件を満たす商品とは次のとおりとする。

(1) 食品

ア 農畜産物

- ①市内の生産者又は生産団体が市内で生産した商品で別途記載する「環境王国菊池農業生産基準」(以下「菊池基準」という。)(平成26年7月10日策定)に基づく栽培基準を満たしたもの。
- ②市内に本社を置く販売事業者が取り扱う市内で生産された商品で菊池基準を満たしたもの。
- ③市内にある菊池基準外の商品や、市外の品目については、独自に熊本グリーン農業を基準とした「菊池まるごと市場基準」を設け、それを満たしたものとする。

イ 林産物(特用林産物含む)

- ①市内の生産者又は生産団体が市内で生産した商品で平成25年度熊本県林業研究指導所策定の「シイタケ栽培の手引き」による栽培基準を満たしたもの。
- ②市内に本社を置く販売事業者が取り扱う市内で生産された商品で「シイタケ栽培の手引き」による栽培基準を満たしたもの。
- ③菊池基準に該当がない品目については、まるごと基準を満たしたものとする。

ウ 加工食品(但し、ミネラルウォーターは除く)

- ① 市内に本社を置く事業者が市内で製造・加工した商品又は当該事業者が市内で生産された農林畜産物を使用し、国内で製造・加工した商品。
- ②市外に本社を置く事業者が市内の農林畜産物を使用し、市内の自社工場で製造、加工した商品
- ③(1)(2)以外の商品であって、市内で生産された農林畜産物を使用し、市産品の販路拡大及びPR効果が特に見込まれると菊池まるごと市場運営事業体が認めた商品。

④上記（１）～（３）により取り扱う商品については、別に記載する「食品一般（農林畜産物以外）取扱基準」（平成 29 年 4 月 24 日策定）（以下、取扱基準という。）のいずれかに該当する商品であること。

エ 加工食品（ミネラルウォーター）

市内に本社および製造所を置く事業者が製造および販売する商品であって、市内の湧水地で取水しボトル詰めをした商品であること。

オ 酒類

市内に本社を置く事業者が市内で製造・加工した商品又は生産者および当該事業者が市内で生産されたアルコール主原料を使用し、国内で製造・加工した商品。

カ 菊池市内のグッズの販売

菊池一族関係（市外の菊池一族に関わりのある商品は不可）や菊池市内の素材を使った民芸陶芸等の加工品全般、その他菊池市の PR につながる商品とする。

キ くまモングッズの販売

県内で販売しているくまモンの文具・玩具のみの扱いとする。（食品については不可）また取扱う場合は熊本県の利用申請がある商品に限る

ク 熊本県を代表する特産品の扱い

菊池市内の生産者と競合する恐れがなければ、まるごと市場が認めるものにつき以下商品の扱いは可能とするが、市外商品と考え取扱いは全商品の 1 割程度とする。

取扱商品：馬刺し、辛子れんこん、高菜漬け、熊本ラーメン

（２）その他

①市内に本社を置く事業者が市内で製造・加工した商品又は当該事業者が市内で生産された地域資源を使用し、国内で製造・加工した商品。

②菊池市と、姉妹都市・友好都市・日本遺産菊池川流域関係市町村・菊池一族関係都市等にある市町村で生産、または製造・加工された商品で、市内の生産者または事業者の生産・製造・加工した商品との競合の恐れがないと認められる商品。

なお、菊池まるごと市場運営事業体が最終的な取扱い可否を決めるものとする。

出品は、菊池市内の下記に示す窓口の物産館等を通じて行うこととするが、商品の性質上やむを得ないと菊池まるごと市場が認めたものについては直接出品・配送できるものとする。

窓口の物産館等：旭志村ふれあいセンター、泗水養生市場、きくち観光物産館
ファームきくち、メロンドーム、JA 菊池きくちのまんま

3 第1項の次に掲げる要件を満たす者とは、次のとおりとする。ただし、前項（1）

（ア）（イ）に規定する商品の場合は、（1）及び（4）を除外する。

- （1）PL保険（製造物賠償責任保険）に加入していること。
- （2）暴力団対策法で指定を受けた暴力団等反社会的団体に属していないこと。
- （3）法令等に反する行為を行ったもの又は団体でないこと。
- （4）食品関係の商品を取り扱う者又は団体の場合は、所轄保健所の営業許可を取得していること。

4 第1項の場合において、商品を菊池まるごと市場で販売する市内事業者等（以下「販売者」という。）は、あらかじめ菊池まるごと市場運営事業体に対して様式1～3の出荷申込書および「菊池環境王国農業基準栽培管理記録台帳」（農林畜産物のみ）、PL保険証、所轄保険所等の営業許可の写し（加工食品、酒類）、経営概況書（直送業者のみ）の写し、主な原材料に関する産地証明（取扱基準2～5に該当の場合）の写しを添えて提出しなければならない。

（経費等の負担）

第3条 市はこの要項による証明書の届出等に要した費用は負担しない。

附則

（施行期日）

この要項は平成26年10月6日から施行し、平成26年10月6日から適用する。

この要項の一部改正は平成28年4月13日から施行する。

この要項の一部改正は平成29年4月24日から施行する。

この要項の一部改正は令和元年12月27日から施行する。

菊池まると市場加工食品取扱基準

区分	名称	内容	手続き
1	加工食品基準 1	菊池市内に本社がある事業者が製造または企画する商品であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷申込書 ・PL 保険書 ・所轄保健所の営業許可の写し
2	加工食品基準 2	菊池市内に本社がある事業者が製造する商品であって、使用する主な原材料(農林畜産物)が国内産であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷申込書 ・PL 保険書 ・所轄保健所の営業許可の写し ・主な原材料に関する産地証明
3	加工食品基準 3	菊池市内に本社がある事業者が製造または販売する商品であって、使用する原材料(農林畜産物)の一部が菊池市産であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷申込書 ・PL 保険書 ・所轄保健所の営業許可の写し ・主な原材料に関する産地証明
4	加工食品基準 4	菊池市内に本社がある事業者が製造または販売する商品であって、使用する主な原材料(農林畜産物)が菊池市産であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷申込書 ・PL 保険書 ・所轄保健所の営業許可の写し ・主な原材料に関する産地証明
5	加工食品基準 5	菊池市内に本社がある事業者が製造または販売する商品であって、使用する主な原材料(農林畜産物)が菊池基準を満たした素材であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷申込書 ・PL 保険書 ・所轄保健所の営業許可の写し ・主な原材料に対関する産地証明 ・菊池基準認定証

	本社所在 使用度		市内	市外 (原則として商品企画は市内)
	市内農林畜産物	菊池基準を満たした素材の使用		○基準 5
主な原材料に使用		○基準 4	○基準 4	
一部使用		○基準 3	○基準 3	
不使用		国産	○基準 2	×
		その他	○基準 1	×

※この基準は、従来の「取扱商品の基準2 一般食品基準」を補完する基準とする。